

小山工業高等専門学校語学研修・海外研修 A・B 実施要項

制 定 令和 5年2月15日

(趣旨)

第1条 この要項は、小山工業高等専門学校学則第13条第2項別表2における語学研修及び別表第3における海外研修 A・B (以下「語学研修等」という。) の実施及び単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する海外派遣プログラム)

第2条 本校における授業科目の履修とみなし、単位を認定する海外派遣プログラムは次の各号に掲げるとおりする。

一 語学研修

本校が「語学研修」として実施する海外派遣プログラム

二 海外研修 A・B

本校が実施する海外派遣プログラム(第一号の語学研修を除く。)又はそれに準ずる海外派遣プログラムのうち次の要件を満たすもの

(要件)

当該海外派遣プログラムにおける活動期間(国内における事前や事後の研修を含み、移動のみ日を除く)が次のとおりであること

海外研修 A: 6日以上12日未満

海外研修 B: 12日以上

(計画及び実施)

第3条 国際主事は教務主事と協議・調整のうえ、前条の適用を受ける海外派遣プログラムを計画し、校長の許可を得て実施するものとする。

2 国際主事は前項の海外派遣プログラムを周知する際は、語学研修等の科目名・単位数を明示することとする。

(報告書等の提出)

第4条 学生は、語学研修等終了後直ちに、次に掲げる書類を国際主事を経て校長に提出しなければならない。

一 語学研修等成果報告書(様式1)

二 派遣先機関の発行する修了証明書又はそれに代わるもの

三 海外派遣プログラムの活動内容を確認できる書類

(成績評価及び単位の認定)

第5条 所定の語学研修等を修了した学生の評価は、次によるものとする。ただし、第2条に定める期間を満了しない場合又は第4条に定める報告書等を提出しない場合は、この限りでない。

一 語学研修等の成績は、前条に定める提出書類及び当該語学研修等期間中の取組状況等

- に基づき、国際主事又は国際交流センター員（教員）が総合的に判断し、評価する。
- 二 評価は合否とし、合格の場合は、語学研修等の単位を認定する。
 - 三 単位の認定は語学研修等を実施した年度に行うことを原則とするが、これにより難しい場合は、学生から提出された報告書等に基づき国際主事等が評価を行った年度の在籍学年における修得単位として認定する。

（事務）

第6条 語学研修等に関する事務は、学生課が処理する。

附 則

1. この要項は、令和5年2月15日から施行し、平成31年度以降に入学した者に適用する。